

修士（碩士）論文題目審査細則

2010年9月7日 系務會議通過
2013年04月11日 碩士班委員會修訂
2013年05月09日 系務會議通過

【概要】

- 1・修士論文中間発表を予備審査の機会とする。
- 2・審査は、題目に加え、論文主旨・執筆（制作）計画の〈適切性〉について行う。

【審査の流れ】

- 1・審査は以下の流れで行う。
 - ①中間発表の三週間前、中間発表の申請と同時に下記の資料を提出する。
 - ・ 題目
 - ・ 論文の主旨についての説明
 - ・ 発表のための配布資料
 - ・ 執筆（制作）計画。
 - ②修士班委員会と申請した学生の指導教員により、提出資料の審査を行う。
 - ③当該学生に審査結果を通知する。

【審査基準と結果について】

1・審査項目と基準

- ①題目と論文主旨…本系の教育目標との相関性。
- ②執筆計画…完成に向けての根拠の有無。
- ③内容…論旨・提示された観点・研究の姿勢などが、一定の水準に達しているか。

2・審査結果

- ①審査の結果、「同意発表」・「建議修正後発表」・「不同意発表」の結果を当該学生と指導教師に通知する。
- ②「不同意発表」は、修士班委員会が、学科の教育目標と関連がない、あるいは、論旨・提示された観点・研究の姿勢などが、本系が求める水準に達していないと判断した際に出す判定である。

【本規則の実施について】

- 1・この規則は、学生の入学年度には関わらず、99年度上学期以降に実施される中間発表より施行する。
- 2・中間発表以後、それまでの研究の蓄積と無関係だと見なされる方向への題目変更は認めない。
- 3・万一、上記のような、大きな変更を希望する場合、題目審査および中間発表を再度行う必要がある（この条項については、98年度以前に中間発表を終えている学生にも適用される）。